

不当労働行為（労働組合をめぐる使用者の不当な行為）の申立てチェックシート

労働組合法第7条は、労働組合に関係する使用者の一定の行為を「不当労働行為」として禁止し、これに該当するとすることは、労働委員会に救済を求めることができるとしています。^(*)

使用者が労働組合又はあなた個人に対して行った行為について、以下の□にチェックしてみましょう。

<input type="checkbox"/> 労働組合の組合員であることを理由に <input type="checkbox"/> 労働組合に加入したり、結成しようとしたことを理由に <input type="checkbox"/> 労働組合の正当な行為をしたことを理由に	<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 不利益に取り扱われた。	⇒ 第7条第1号で禁止された「不利益取扱い」 →第1号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合に加入しないことを <input type="checkbox"/> 労働組合から脱退することを	<input type="checkbox"/> 雇用の条件にされた。	⇒ 第7条第1号で禁止された「雇用条件」 →第1号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 団体交渉を申し入れたことに対して	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく拒否された。 <input type="checkbox"/> 交渉には応じたが、誠実に対応していない。	⇒ 第7条第2号で禁止された団体交渉の拒否 →第2号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合を結成する（した）ことに対して <input type="checkbox"/> 労働組合を運営することに対して	<input type="checkbox"/> 組合員からの脱退を働きかけられた。 <input type="checkbox"/> 組合の活動を非難する発言をされた。 <input type="checkbox"/> 会社の施設利用上の制限を受けた。 <input type="checkbox"/> 別組合員や組合員でない人と異なる不利な取扱いを受けた。 <input type="checkbox"/> 組合に対して、その他の介入的行為をされた。	⇒ 第7条第3号で禁止された「支配・介入」 →第3号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合の運営に要する費用の援助を受けた。		⇒ 第7条第3号で禁止された「経理上の援助」 →第3号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたことを理由に <input type="checkbox"/> 不当労働行為の命令について再審査申立てをしたことを理由に <input type="checkbox"/> 労働委員会の、不当労働行為救済の申立て又は再審査申立てに係る調査・審問若しくは争議の調整の際に、証拠を提出したり発言したことを理由に	<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 不利益に取り扱われた。	⇒ 第7条第4号で禁止された報復的な「解雇」その他の「不利益取扱い」 →第1号該当の申立書へ

* 救済申立ての対象となるのは、原則として使用者の過去1年以内の行為です。